

Zabezpečení Pozustalých ve Svetle Spolecenských Zmen,
Zpravodai Vusz, No. 3, 1973, pp. 21 – 31 ; No. 61,
'74/75.

になれば密接になるほど、年金受給開始後の雇用について、老齢者の関心はより一層大きくなるのも真実である。

年金受給者の雇用は 望まれるべきか？

Ursula Slawinski (東ドイツ)

本稿には、筆者が実施した調査研究の結果が示されており、その調査研究には、Rostok 大学の多数のスタッフが参加した。

年金受給者の雇用は老齢者と企業の双方が関心をもっている。それはその雇用が、何故無視されるべきでない社会的な必要性をもつようになったかということである。

ドイツ人民共和国（以下東ドイツ）の北部にある数カ所の企業で行なった調査を通じて得られた結果にもとづき、筆者は年金受給者が強い関心をもっており、社会的に有益であるようになると努力していることを発見している。医師達は社会的に有益な年金受給者の仕事が、直接的には、寿命を延ばすのに役立っているという事実に注目している。また、平均余命が長くなれば長くなるほど、雇用されたいという老齢者の願望はますます強くなるともいわれている。東ドイツの市民達は、65歳以上の平均余命では、全世界の人口のうち第3位に属している。1963–1966年の期間における寿命の統計は、出生時の平均余命が約70歳のあたりであるということを示している。これは徐々に高くなり、次第に老齢者の適職に対するニードがさらに増加する状態をもたらすであろう。また、年金受給者とかれらが最後に従事した雇用との間を結びつけるのが、密接

調査は経済的活動の継続を決定する場合に、全般的な年金受給者は、質問表に理由を示した欄の一番上に報酬をあげていないことを示している。理由は色々に異なっており、企業は一連の刺戟策を決定する前に、各企業の老齢な労働者がもっているニーズと関心を分析すべきである。

筆者はそのような分析について、次のような段階を勧告している。

- (1) 年金年齢に近づいた全従業員の登録とかれらのもっている資格と労働経験の分析。
- (2) 従業員の経験を考慮したかれらの代表的な例の選別、および労働を継続しようとするかれらの関心、かれらをそのような労働延長に誘う動機、および有利な決定を下す条件についての調査など。
- (3) 事実上残っている労働能力と決定を下される該当者の健康状態を示すために、同時に実行なわれる医学的な検査。
- (4) 事業所内とその他の場所の双方における老齢者の雇用がもつ可能性の検討、老齢者に対する仕事の適切性の観点からみた利用可能な仕事、および必要とされるかも知れない労働条件と設備の調整にかんする分析。
- (5) 事業所内における雇用の可能性の分析は、高齢者の職場がもつ適切性の観点からすべての職場の検討も含むべきである。
- (6) 包括的な分析は、関心を抱く老齢な労働者に、事業所が十分な雇用機会をもっているかどうか、あるいは、老齢者が他の場所で仕事を探すのを選ぶかどうか、また、そのような動きがどの程度であるかを示すべきである。
- (7) 一度老齢者のニーズと関心が記録されると、政府と事業所は引下げた労働時間を含む各種の手段を通じて、老齢者達の経済的な活動について経済的および精神的な双方の誘因を開発すべきである。

そのような分析は、老齢者のニーズと希望を決定することができるし、事業所と地方の双方のレベルで行なう社会計画では、老齢者を満足させる手段を併せて含んでいる。

Ist Rentnerbeschäftigung Erwünscht?, Arbeit und Arbeitsrecht,
No. 2, 1974, pp. 39-41; No. 57, '74/75.

以上3編の「ISSA海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対するISSAのAdvisory Committee-1967年10月-による了解にもとづき、Social Security Abstractsより採用した。

社会保障こぼれ話

社会保障の一部改正

(デンマーク)

デンマークの疾病保険は、かつて、所得により2つのグループに分けられていたが、1975年7月から、そのような方法が改正された。つまり、かつて、所得が所定の水準以上の人びとは、医療給付を制約されていたが、改正により、その制約が外されて、これらのグループも、自分の選択により、所得が所定水準以下の人びとのグループに参加し、一般医の診療を無料で受給できるようになった。

また、疾病・出産の現金給付では、出産時の給付が養子にも認められ、被用者は6週間、自営業者は4週間、出産時と同一条件で、給付が支給されることになった。疾病時の現金給付では、疾病期間中に、引き続き賃金を使用者から支払われる被用者は、基本的には、疾病保険の現金給付に受給資格を取得できる。もっとも、引き続き支払われる賃金が、給付の支給額を上まわれば、給付は支給されない。しかし、賃金が給付を下まわる場合、給付より不足している部分を、賃金に加えて、保険から支払われることになった。疾病保険には、これら以外にも、若干の改正が加えられている。

なお、失業給付でも、対象とする年齢を18歳から17歳に引下げるとか、受給資格の取得期間を12カ月から6カ月に減少するなどの改正が行なわれた。さらに、家族手当でも、色いろな改正が加えられた。

Amendments to Social Security Legislation, International Social Security Review, No. 3, 1976, pp. 294-297.

(平石長久 社会保障研究所)